

河内町スクールバス運行マニュアル

令和7年3月
河内町教育委員会

(目的)

本マニュアルは、スクールバスによる児童生徒の安全・安心な登下校を実施するとともに、運行における事故等トラブルが発生した場合に、河内町教育委員会（以下「教育委員会」という。）、スクールバス運行業務委託契約を締結する事業者（以下「事業者」という。）及びかわち学園（以下「学校」という。）の三者が迅速かつ適切に対応するため、以下の法令に定めるもののほかに必要な事項を定める。

[関係法令]

- ・道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
- ・道路運送車両法（昭和 26 年法律第 85 号）
- ・旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）
- ・道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）

1. 運行

(1) 乗車時

- ・停留所に停車する際は、周囲の安全を十分に確認し、完全に車両が停車してから扉を開け乗車させること。
- ・車内外の児童生徒の動向に十分に注意し安全確保を図ること。
- ・停留所に着いてから、発車定刻になっても児童生徒が来ない場合は、遅滞なくバスを出発させること。
- ・車両の発車の際には、児童生徒の安全を確認し、目視で車両の周りの安全状況を確認した上で発車すること。特に校内出発時は、発車することで児童生徒に危険が及ぶことがないか、念入りに確認すること。

(2) 走行時

- ・いかなる場合においても冷静さを保ち、道路交通法等を常に遵守し安全運転に徹すること。
- ・渋滞または道路状況等で 10 分以上遅れる場合は、速やかに事業者を通じて学校へ連絡すること。

(3) 降車時

- ・児童生徒と停留所の安全確認をした上で扉を開けること。
- ・車両の発車の際には、児童生徒の安全を確認し、目視で車両の周りの安全状況を確認した上で発車すること。
- ・登下校便のいずれも、最終降車地においては車内を必ず確認すること。
※全員降車したことの確認（置き去りの防止）、忘れ物の確認
- ・児童生徒の取り残し（置き去り）があった場合は、速やかに事業者を通じて教育委員会へ連絡し対応を確認すること。
※原則、取り残しがあった場合は、スクールバスで学校へ送ること。
バス運転手及び事業者のみの判断による対応は決して行わないこと。

2. 緊急時対応

(1) 事故等緊急時に備えた連絡体制の構築及び連絡等について

- ・緊急時に備え、教育委員会、事業者及び学校は三者が迅速かつ確実に相互連絡がとれるよう、別紙1のとおり「緊急連絡網」を整備しスクールバス運行中の不測の事態に備えることとする。
- ・緊急時は、以下の対応及び別紙2「緊急事態発生時連絡フロー」のとおり連絡調整を行い適時適切に対応すること。
- ・学校は、本マニュアルの他、学校で別途定めている危機管理マニュアルに準じた対応を講じること。また、緊急時には積極的に情報収集に努め保護者への必要な情報伝達について教育委員会と協議・検討し、必要に応じて保護者に対し連絡を行うこと。

(2) 緊急事態のケース別対処方針について

①交通事故

- ・物損事故及び人身事故の別に関わらず交通事故が発生した場合、児童生徒の安全確保に配慮しつつ、速やかに安全な場所に停車し、けが人の有無を確認すること。
- ・けが人の応急手当、救急車要請を最優先とし、けが人の有無にかかわらず速やかに教育委員会へ第一報を入れるとともに、警察への通報、事業者への連絡をすること。
なお、外傷の有無に関わらず児童生徒の健康状態の把握や救急搬送等については、消防の判断に基づき対応することから運転手の判断のみによる対応は決して行わないこと。
- ・事後の対応については、バスは安全な場所で待機し、事業者は代車の手配等必要とされる対応を行うこと。ただし、必ず教育委員会と協議を行った上で対応を決定し、事業者のみの判断による対応は決して行わないこと。

②児童生徒の体調急変や不適切な行動等

- ・児童生徒の体調急変や不適切な行動等により児童生徒の生命・身体等の安全に関わる事態、またはスクールバスの運行に危険が生じる等の事態が発生した場合は、速やかに安全な場所に車両を停車し、必要に応じて消防や警察に連絡すると共に「緊急事態発生時連絡フロー」に基づき関係機関に連絡を行うこと。
- ・安全確認後の運行の再開等を含めた事後の対応については、必ず教育委員会と協議を行った上で対応を決定し、バス運転手及び事業者のみの判断による対応は決して行わないこと。

③車両火災

- ・車両火災が発生した場合は、直ちに安全な場所へ車両を停車し、第一に車内の児童生徒を降車させ安全な場所に誘導し避難をさせること。
- ・火災状況により消防署等への通報及び車内に搭載した消火器を用いて消火作業を行う

こと。

- ・けが人の確認や対応については上記の「交通事故」時と同様の対応を適時行うこと。

④車両故障

- ・車両故障が発生した場合は、速やかに安全な場所へ車両を停車し、「緊急事態発生時連絡フロー」に基づき関係機関に連絡を行うこと。
- ・事後の対応については、必ず教育委員会と協議を行った上で対応を決定しバス運転手及び事業者のみの判断による対応は決して行わないこと。
- ・事業者は教育委員会の決定に基づき、代車の手配等の必要とされる対応を行い、原則、代車による運行を再開すること。(二次事故等の危険があるため、見守りボランティアや保護者等の第三者による児童生徒の送迎については行ってはならない。)

⑤自然災害その他

- ・天候の急激な変化及びその他の要因により、通常運行しているルートが通行止めになった場合は、迂回路を走行する。その場合、バス運転手は事業者に連絡して指示を仰ぎ、事業者は「緊急事態発生時連絡フロー」に基づき関係機関に連絡を行うこと。また、迂回路を走行する場合は、通常のルートと異なるので更なる周囲の安全確認を怠ることなく注意して運行すること。
- ・突発的な道路状況により時刻表どおりの運行に著しい障害が出ると予想される場合、バス運転手は事業者に連絡して指示を仰ぎ、事業者は「緊急事態発生時連絡フロー」に基づき関係機関に連絡を行うこと。
- ・大地震等の災害が発生した場合、バスを安全な場所に停車させた上で降りないで待機する（救援を待つ）ことを基本とし、「緊急事態発生時連絡フロー」に基づき関係機関に連絡をすること。また、運転手は児童生徒を安心させるための声かけや、高学年の児童生徒に対して低学年の児童生徒の誘導協力を依頼するなど、児童生徒の不安の解消に必要な行動をとること。なお、車内に待機していることが二次的被害に発展する恐れがある場合にはバスを降車し、安全性を確保できる場所に一時的に避難することも想定するなど、バス運転手は落ち着いて柔軟な対応を行うよう心がけること。